

静岡市立井川こども園 重要事項説明書

令和8年4月1日作成

1 施設運営者

| | |
|---------|------------------------|
| 名 称 | 静岡市 |
| 代表者氏名 | 市長 難波 喬司 |
| 所 在 地 | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| 電 話 番 号 | 054-221-1094 (こども園運営課) |

2 事業の目的、運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施 ・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援 |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します。 ・園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します。 |

3 園の概要

| | |
|-----------------|--|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園に準じた教育・保育を提供する施設 |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日 |
| 施設の所在地 | 静岡市葵区井川548番地の1 |
| 電話番号 | 054-260-2301 |
| 管理者 (令和8年度) | こども園運営課長 宇佐美 哲也 |
| 利用定員 | 1号 9人 2号 9人 合計18人 |
| 嘱託医等 (令和8年度) | 学校内科医 井川診療所 金子 吉弥医師 電話 054-260-2300 学校歯科医 歯科クリニック三保 多田 啓里医師 電話 054-334-2401 学校耳鼻咽喉科医 いたう耳鼻咽喉科 伊藤 純一医師 電話 054-265-1000 学校眼科医 東新田眼科医院 山中 三千代医師 電話 054-268-5310 学校薬剤師 藤山 裕児薬剤師 |

4 施設・設備等の概要

| | |
|----------|---|
| 敷地面積 | 1 1 4 2 m ² |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積3 6 7 m ² |
| 主に使用する施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育室① 面積2 1 . 8 m² ・多目的保育室 面積2 3 . 9 m² ・保育室② 面積2 2 . 2 m² ・遊戯室 面積7 3 . 4 m² ・園庭 面積6 2 5 m² |

5 職員の状況 (令和8年4月1日)

| | |
|------|----|
| 職 名 | 人数 |
| 副園長 | 1人 |
| 保育教諭 | 2人 |

6 教育・保育を提供する日等

| | | | |
|--------------|------|--|---------------------------------------|
| 教育・保育を提供する日 | 1号認定 | 月曜日から金曜日まで。ただし、以下を除く。 ・祝日法に規定する休日 ・全園で統一した園則の日付とする 学年始休業日 4月1日から4月7日まで 夏季休業日 7月15日から8月31日まで 冬季休業日 12月20日から1月10日まで 学年末休業日 3月15日から3月31日まで ・上記のほか、副園長が特に定める日 | |
| | 2号認定 | 月曜日から金曜日まで。ただし、以下を除く。 ・祝日法に規定する休日 ・12月29日から1月3日まで | |
| 教育・保育を提供する時間 | 1号認定 | 午前8時30分から午後2時まで | |
| | 2号認定 | 保育標準時間 | 午前7時から午後6時までの範囲内で教育又は保育を必要とする時間 |
| | | 保育短時間 | 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で教育又は保育を必要とする時間 |
| 一時預かり・時間外保育 | | 在園児を対象として、開園日・開園時間の範囲内で実施 | |

7 提供する教育・保育等の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）、静岡市立こども園における教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成・実施に係る指針に基づく全体的な計画を作成し、教育・保育の提供を行います。

(1) 主な年間行事

| | | |
|---------|-----|---------------------|
| 1 学期 | 4月 | 内科健診・耳鼻科検診・歯科検診 |
| | 5月 | こどもの日のつどい・親子遠足・眼科健診 |
| | 6月 | プール開き |
| | 7月 | 七夕 |
| | 8月 | 夏野菜バーベキュー |
| 2 学期 | 9月 | 防災訓練・プールおさめ・井川地区体育祭 |
| | 10月 | 内科健診・歯科検診・秋の遠足・交通教室 |
| | 11月 | 福祉施設防災訓練 |
| | 12月 | 学習発表会・クリスマス会 |
| 3 学期 | 1月 | 雪遊び（スキー場） |
| | 2月 | 節分（豆まき）・ |
| | 3月 | ひなまつり |

※年間行事は、現時点での予定であるため、変更になる場合があります。
ご承知おきください。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

| 1号認定子ども | 時刻 | 2号認定子ども |
|------------------------------|-------|----------------------|
| 登園 | 7:00 | 開園 登園 (保育標準時間子ども) |
| | 8:30 | 登園 (保育短時間子ども) |
| 共通活動 | | |
| 教育・保育活動 | 9:00 | 教育・保育活動 |
| 昼食 | 12:00 | 昼食 |
| 降園準備 | 13:00 | |
| 降園 (一時預かり) (おやつ、あそびなど) | 14:00 | 午睡 休息 |
| | 15:00 | おやつ、あそびなど |
| (順次降園) | 16:30 | 降園 (保育短時間) |
| | 18:00 | 降園 (保育標準時間) |

(3) 食事の提供

| | |
|------------------|--|
| 給食等の方針 | 献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものとします。また、子どもの身体的状況や嗜好を考慮して食材選びや調理方法を工夫します。 |
| 昼食 及び おやつ等 | <p>昼食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として学校給食センター稼働日のみ提供し、それ以外(夏休み期間等)は、家庭からの弁当持参となります。 ・昼食の献立は、毎月の献立表により保護者にお知らせします。 <p>おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15時頃に在園している子どもには、おやつを提供します。 ・誕生会は軽なおやつを提供します。また、園外保育におやつを提供することもあります。 |
| アレルギー等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にお知らせください。 ・アレルギーのあるお子さんは、「未就学児用食物アレルギー・アナフィラキシー 生活管理指導票」を医師に書いてもらい、それを基に保護者と園で相談をします。 ・保護者と園で相談の上、その食材を使った料理を提供しないなど可能な範囲で対応します。原則として、個々に特別な献立を用意することはできませんので、食べられない料理がある場合は、家庭からのお弁当持参をお願いしています。 |
| 誤嚥・窒息事故防止の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤嚥・窒息につながりやすい食材については、形状を変えたりして提供しています。 ・家庭からの弁当の日についても、ミニトマト等の球体のものは形状を変えたり、枝豆・ナッツ類等、誤嚥・窒息につながりやすい食材については控えたりしていただきますようお願いいたします。 |

(4) 健康診断等

- ア 内科・歯科等健診 各々年2回、嘱託医が実施します（眼科、耳鼻咽喉科は年1回）。
- イ 視力検査 幼児に年1回、看護師又は保育教諭が実施します。
- ウ 尿検査 幼児は年1回、検査機関に委託し実施します。
- エ 身体測定 毎月1回、身長・体重の測定を行います。

(5) 子育て支援事業の実施

子育てに対する不安や悩みに関する相談、保護者相互の情報交換等を通じて地域の子育てを応援するため、乳幼児と保護者を対象に、月に1回程度園に集まってもらう場を設けています。

8 保護者の負担

(1) 利用者負担額（保育料）

3歳から5歳の幼児（クラス年齢）の園児の利用者負担額は無料です。

(2) 実費徴収

保育料とは別に、以下のものについて保護者に負担していただきます。また、以下に掲げるもののほか、園外活動時の交通費などその都度実費を負担いただく場合があります。

- ア 給食費 1号認定子ども 月額（4,400）円
2号認定子ども 月額（5,110）円

※ 翌月分について前月の指定した日までに欠食の申請があった場合、以下の額を月額より減額します。

1号児 220円/日 2号児 250円/日 1・2号児とも主食費のみの場合 30円/日

イ 入園時用品代

主なもの：事務連絡用品（お便り入れ等）、教育・保育用品（クレパス、自由画帳・粘土等）、被服（靴、クラス帽子等）

(3) 一時預かり・時間外保育料

| 対 象 | | 時 間 区 分 | 料 金 |
|------|-------|--------------------|--------|
| 1号認定 | | 午前7時から午前8時30分まで | 1回200円 |
| | | 午後2時30分から午後4時30分まで | 1回200円 |
| | | 午後4時30分から午後6時まで | 1回200円 |
| | | 土曜日及び長期休業期間 | 1回780円 |
| 2号認定 | 保育短時間 | 午前7時から午前8時30分まで | 1回200円 |
| | | 午後4時30分から午後6時まで | 1回200円 |

※ 1号認定の午後2時30分から午後4時30分までの料金200円はおやつ代30円が含まれており、おやつ提供の有無に関わらず、お支払いいただきます。

※ 1号認定で施設等利用給付認定（新2号認定）を受けた場合は、無償化給付の対象範囲内の料金については不徴収となります。ただし、おやつ代及び給食費についてはお支払いいただきます。

9 支払方法

(1) 支払方法について

- ・口座振替払 2号認定の子どもの時間外保育料、
1号認定の子どもの一時預かり保育料
1号・2号認定の子どもの給食費

1号認定 午後2時30分から午後4時30分まで 1回200円（おやつ代30円を含む）

※口座登録のない方については、納付書でお支払いしていただきます。

- ・現金払 入園時用品代など一時的に発生する実費など

(2) 給食費の還付について

- ・還付金等が発生した場合、還付対象者に未納の給食費がある時は、未納の給食費を充当を行います。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（選考）

利用定員を超える申込みがあった場合は、以下により選考します。

- ア 1号認定の子ども 抽選
- イ 2号認定の子ども 保育が必要な程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるように調整します。

(2) 利用の終了

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ア 子どもが小学校に就学したとき。
- イ 子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ウ その他、市長が利用を不相当と認めるとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 非常時の対策

(1) 非常時の対策

| | | |
|---------|---------------------------------------|--|
| 管轄する警察署 | 静岡中央警察署 井川交番 | |
| 消防計画 | 平成31年4月策定・届出予定（静岡市千代田消防署） | |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯、消火器、非常通報装置（こども園運営課・副園長携帯） | |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定し、月1回実施 | |
| 避難場所 | 第一：園庭 第二：井川支所駐車場 | |
| 園児の引き渡し | 地震 | ・震度5強以上の地震、地震予知情報・注意情報が発令された場合は登園を見合わせる。保育中の場合は、保護者の方の安全を確保した上で園または避難場所で直接保護者に引き渡しをおこないます。震度5弱以下の場合は、通常保育を行います。 |
| | 風水害 | ・次に該当する場合は、「(2)風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い」によらず、1号、2号認定の種別によらず、原則臨時休園とします。 ・井川こども園が所在する地区又は、学区に <u>土砂災害に関する警戒レベル3以上</u> が発令された場合 ※ 大型台風の接近等により、大雨・暴風警報が発令された場合は、市内全域、静岡市南部・北部全域に警戒レベルが発令される場合もあります。 |

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取扱い

ア 1号認定の子ども

自宅待機の条件及び自宅待機解除の条件は、以下のとおりです。ご家庭の判断、事情により、保育を希望する場合は、園に連絡をお願いします。

| | | |
|---------------|---------------------------------|---------------------------|
| 自宅待機の条件（警報） | 大雨・暴風等の警報が2つ発令された場合 | |
| 自宅待機解除の条件（時間） | 警報解除された時。ただし11時までに解除されない場合は臨時休業 | |
| 周知等の方法 | 入園時 | 重要事項説明書 |
| | 年度当初 | 保護者への文書配付 |
| | 警報発令が予想される前日 | 特になし 大きな台風直撃のような場合は、メール配信 |
| | 当日朝 | 必要に応じてメール配信 |
| | 自宅待機解除及び休業決定 | 必要に応じてメール配信 |

イ 2号認定の子ども

安全に留意し、登園してください。ご家庭の判断、事情により、お休みする場合は、園に連絡をお願いします。

13 傷害保険の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--|
| 保険の種類 | 民間傷害保険 |
| 掛け金 | 全額公費負担 |
| 給付金額 | 死亡・後遺障害 130 万円 入院日額 1,800 円 通院日額 1,200 円 |

14 虐待の防止のための措置

こども園では、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、副園長等を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対して定期的に研修を行います。

また、教育・保育の提供中に園の職員又は養育者（子どもを現に養育する保護者等）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）又は児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通報します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

園に関する要望や苦情については、苦情受付担当者又は苦情解決相談委員にご相談ください。

| | |
|------------------|------------------|
| 苦情解決責任者(令和 8 年度) | 副園長 稲垣真奈美 |
| 苦情受付担当者(令和 8 年度) | 保育教諭 山梨 彰汰 |
| 苦情解決相談委員(主任児童委員) | 土屋 雅裕 山田 志保 |

(任期 令和 7 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日)

※苦情解決相談委員は、任期終了後、変更があることをご承知おきください。

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 副園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園、転園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。

17 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。